

事務連絡  
令和2年3月6日

各港湾管理者（港湾担当部長） 殿

国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾の港湾管理者

各市  
広尾町  
各一部事務組合  
新居浜港務局

（港湾担当部長） 殿

国土交通省港湾局 総務課長  
海岸・防災課長

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に対する水際対策の  
抜本的強化に向けた更なる政府の取組について（周知・協力依頼）

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症について、感染が世界的に拡大している現下の状況を踏まえて、水際対策の抜本的強化に向けた更なる施策を関係省庁が連携して実施することとし、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用について、令和2年3月6日付国港総第631号により周知したところです。

これについて、別添1の1中に記載の「特別市等」の対象については、別添2の1. のとおり、韓国及びイランの以下の地域（注）が追加されています。

（注）韓国：慶尚北道慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、  
星州郡、軍威郡

イラン：コム州、テヘラン州、ギーラーン州

貴職におかれましては、水際対策を一層徹底する観点から、検疫所等と連携し、引き続き添付の新型コロナウイルス感染症対策について実施をお願いします。

なお、貴都道府県管内の市町村管理に係る地方港湾の港湾管理者には、貴職よりこの旨周知方お願いいたします。

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に対する水際対策の抜本的強化に向けた更なる政府の取組について（出入国管理及び難民認定法の適用）

（ 令和 2 年 3 月 6 日  
閣 議 了 解 ）

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症について、感染が世界的に拡大している現下の状況を踏まえて、水際対策の抜本的強化に向けた更なる施策を関係省庁が連携して実施することとし、中華人民共和国等で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（令和2年2月26日閣議了解）3に基づき、閣議了解を行い、下記により対応する。

#### 記

出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用について

- 1 法務大臣は、当分の間、大韓民国の特別市、広域市、特別自治市、道、特別自治道、市、郡若しくは区又はイラン・イスラム共和国の州（以下「特別市等」という。）において、新型コロナウイルス感染症の感染者が多数に上っている状況等があり、当該特別市等に滞在する外国人の本邦への上陸を拒否すべき緊急性が高い場合には、本邦への上陸の申請日前14日以内に当該特別市等における滞在歴がある外国人については、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に該当する外国人であると解するものとする。
- 2 1に基づく取扱いについては、3月7日午前0時（日本時間）から行うものとする。
- 3 1の変更については、別途閣議了解を行う。

令和 2 年 3 月 5 日  
第 17 回新型コロナウイルス感染症対策本部資料

## 水際対策の抜本的強化に向けた新たな措置

### 1. 入国拒否対象地域の不断の見直し（法務省）

韓国及びイランに対して包括的な入国禁止措置の適用を可能とし、韓国及びイランのそれぞれの一部地域（注）を追加指定。

（注）韓国：慶尙北道慶山市、安東市、アンドン永川市、チルボク漆谷郡、ウイソン義城郡、ソングョ星州郡、クンウイ軍威郡  
イラン：コム州、テヘラン州、ギーラーン州

### 2. 検疫の強化（厚生労働省）

中国（香港及びマカオを含む。以下同様。）及び韓国からの入国者に対し、検疫所長の指定する場所で 14 日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請。

### 3. 航空機の到着空港の限定等（国土交通省）

- （1）航空機：中国又は韓国からの航空旅客便の到着空港を成田国際空港と関西国際空港に限定するよう要請。
- （2）船舶：中国又は韓国からの旅客運送を停止するよう要請。

### 4. 査証の制限等（外務省）

- （1）中国及び韓国に所在する日本国大使館又は総領事館で発給された一次・数次査証の効力を停止。
- （2）香港及びマカオ並びに韓国に対する査証免除措置を停止。

### 5. 水際対策に関する日中韓を始めとする国際協力の強化

上記 1. の措置は、3 月 7 日午前 0 時から当分の間、実施する。ただし、実施前に外国を出発し、実施後に本邦に到着した者は、対象としない。

上記 2. ～ 4. の措置は、3 月 9 日午前 0 時から 3 月末日までの間、実施する。右期間は、更新することができる。

以上

## 港湾における新型コロナウイルス感染症対策

- 検疫所作成の啓発ポスター（症状がある乗客の検疫官への申告）を、港湾管理者等がクルーズ船及び国際フェリーの国際旅客船ターミナル等に掲示し、利用者への情報提供の実施【検疫所業務への協力】（令和2年1月16日付及び令和2年1月21日付事務連絡）
- 港湾管理者・整備局において、検疫所によるサーモグラフィ検査が滞りなく実施されていることを現場で確認【検疫所業務の把握】（令和2年1月21日付事務連絡）
- 各港で設置している港湾保安委員会等の枠組みを活用した、C I Q官署や港湾関係者等との情報共有・意見交換の実施【検疫所との連携体制の構築・情報提供】（令和2年1月27日付事務連絡）
- 検疫所からの依頼があれば、ターミナル内におけるアナウンスの実施及び入国者の導線の分離について、港湾管理者等の協力【検疫所業務への協力】（令和2年1月24日付事務連絡）
- 発症が疑われる旅客が発生した際に検疫所から依頼があれば、患者等の搬送の準備が整うまでの間のターミナル内の待機場所を提供できるよう、あらかじめ確認【検疫所業務への協力】（令和2年1月24日付事務連絡）
- 旅客船ターミナルを含む国際埠頭内で働く職員や作業員、従業員などに、マスクの着用、うがい、手洗いの励行等を行い、感染予防対策に努める【職員等の感染予防対策】（令和2年1月30日付事務連絡）
- 旅客船ターミナルにおける日本政府観光局（JNTO）のコールセンタのチラシの掲示・配布等による外国人利用者への情報提供の実施【JNTOへの協力】（令和2年1月31日付事務連絡）
- 職員全員に対し、厚生労働省発表の「新型コロナウイルスを防ぐには」を周知するとともに、アルコール消毒液設置等の感染対策の実施【職員への感染対策】（令和2年2月17日付事務連絡）

- 「相談・受診の目安」を周知し、発熱等の風邪症状が見られるときに、職員の方々が休みやすい環境整備を進めるとともに、時差出勤やテレワークの活用の特段の配慮を実施。また、イベント等を開催する際には、適切な対応に努める【職員等への感染対策】（令和2年2月20日付事務連絡）